

小松島市基本構想等審議会の委員を募集します

市では、平成29年度を初年度とする第6次総合計画の策定にあたり、ご意見やご提言をいただく審議会の委員を募集します。

【募集人数】若干名

【応募資格】

市内在住の平成28年4月1日現在満20歳以上の方で、年5回程度、平日の日中に開催される会議に出席できる方。

ただし、国家公務員、地方公務員、国会議員、地方公共団体の議会の議員の方を除きます。

【応募方法】

住所・氏名・生年月日・年齢・性別・電話番号・電子メールアドレス・職業・応募の動機・主な経歴など（他の委員などの経験、その他の活動経験）を明記した応募用紙（様式自由）に、「将来に向けた小松島市のまちづくりの方向性について」をテーマとした作文（800字程度）を添付して、郵便、持参、FAX、メールにより秘書政策課へ提出してください。

【応募期限】4月20日(水)必着

〒773-8501

小松島市横須町1番1号

小松島市秘書政策課地方創生・政策調整担当
(市役所3階)

☎ 32・2127／FAX33・4560

Mail:hishoseisaku@city.komatsushima.tokushima.jp

就職や退職、結婚などによる国民年金種別変更のお知らせ

届出をしなかったために将来の年金額などに影響が出る場合があります。必要な手続きはお早めに！

■ 種別が変わると届出が必要です

現種別	種別の変わる事由	届出先
第1号	就職して厚生年金または共済組合に加入した	勤務先
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先
	夫が就職して、被扶養配偶者になった	
第2号	転職して自営業になった（被扶養配偶者も第1号被保険者になります。）	市役所
	会社を退職して、自営業者の妻になった	
	会社を退職して、会社員の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先
第3号	夫が会社を退職した	市役所
	会社員の夫と離婚した	
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	
	夫が亡くなった	
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	勤務先
	夫が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わった	配偶者の勤務先

国民年金の加入者は
3種別に分けられます

○第1号被保険者

自営業、学生など（第2号・第3号被保険者以外の方）

○第2号被保険者

会社員などの厚生年金保険・共済組合などの加入者

○第3号被保険者

会社員など（第2号被保険者）に扶養されている配偶者



※妻が会社員などで、夫がその被扶養配偶者の場合は、妻と夫を読み替えてください。

【お問い合わせ先】

市健康増進課年金担当（市役所1階③番窓口）☎ 32・4120／FAX35・0173

Mail:kenkouzoushin@city.komatsushima.tokushima.jp